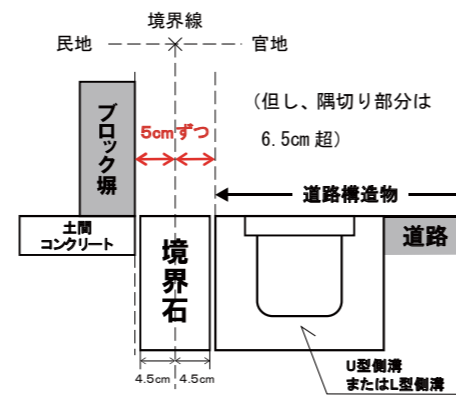


組合よりのお願い

● 門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



● 権利の届出をしてください（定款第88条及び第89条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、**組合に届出**が必要となります。また、新たに土地を共有で取得された場合には、共有者の中から**代表者1人**を選任して組合に届け出てください。

※代表者1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理事法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

● 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お知らせ

● 換地処分公告に伴う76条申請手続き、仮換地等証明書発行の終了について

土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、以下の手続きについて終了しました。

(1) 土地区画整理事法第76条申請

土地区画整理事業中は、建築確認申請に先立ち土地区画整理事法第76条申請（建築物等許可申請）が必要でしたが、換地処分の公告に伴い不要となりました。

(2) 分筆登記申請

土地区画整理事業中は、分筆登記申請前に組合への事前相談や従前地の分筆計算が必要でしたが、区画整理登記閉鎖解除以降は組合を経由せず土地家屋調査士等を介してさいたま市方法務局へ登記申請を行ってください。

(3) 各種証明書の発行

土地区画整理事業中に組合が発行していた仮換地証明書、底地番証明書及び保留地証明書などの各種証明書につきましては、換地処分の公告に伴い発行を終了しました。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

お問い合わせ先（組合事務局）

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
〒338-0002

さいたま市中央区下落合2-18-6

当協会ホームページはこちらから

<http://saitama-kukaku.jp/>



管理課（管理・換地） 048-799-2352（資金管理・換地に関すること）

補償課 048-799-2523（建物補償に関すること）

工事課 048-799-2528（工事に関すること）

ごあいさつ

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

今年度は令和4年2月の換地処分公告から3年となり、清算事務も終わることから、事業完了に伴う組合の解散に向けた事業計画と予算になっております。

理事一同、より一層の努力をして参る所存ですので、皆様にはこれまでと同様にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



さいたま市風波野南特定土地区画整理組合
理事長 山田嘉松

令和6年度の事業計画について

令和6年度の主な事業は以下の通りです。

調査設計

① 管理調書作成業務委託

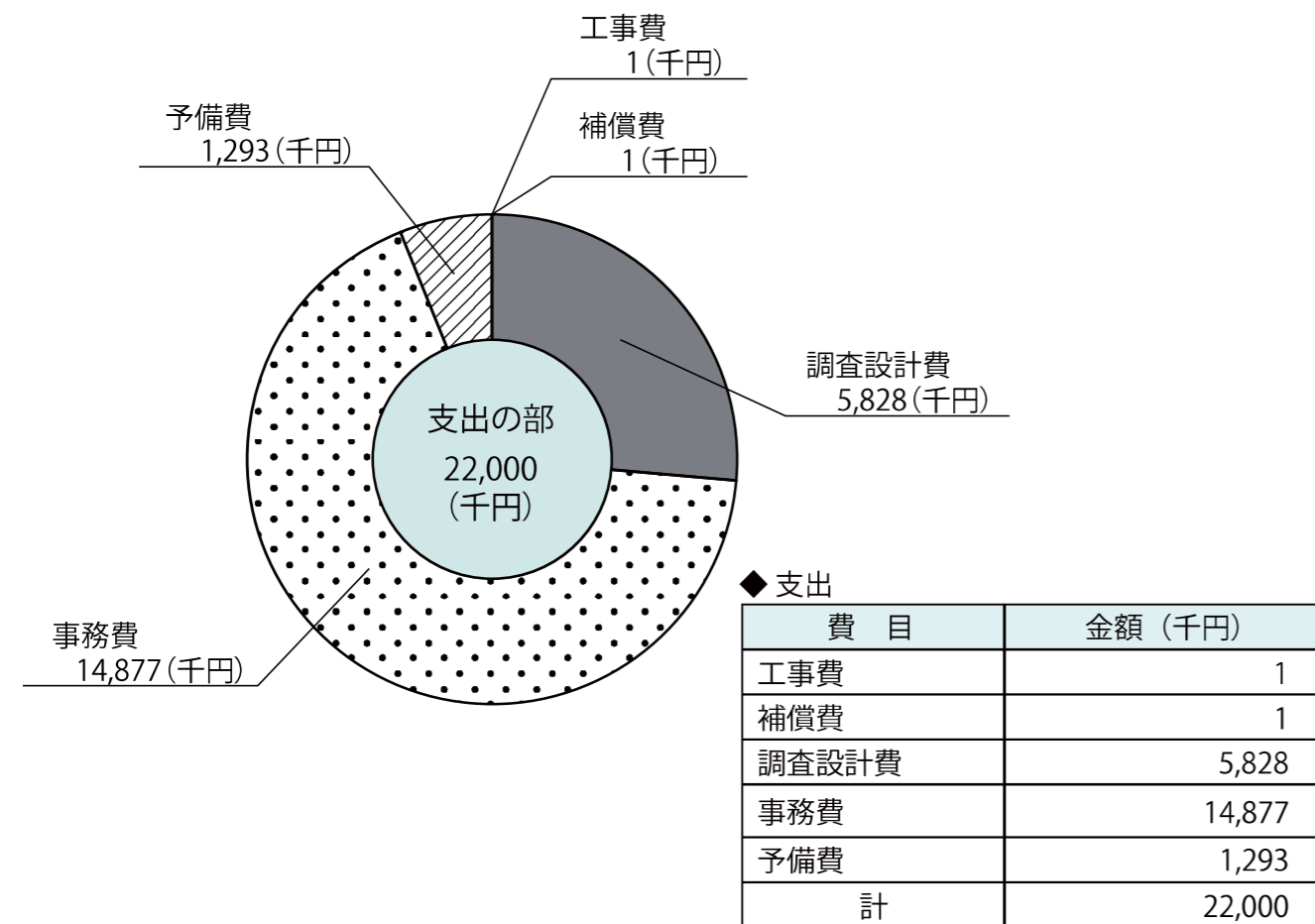
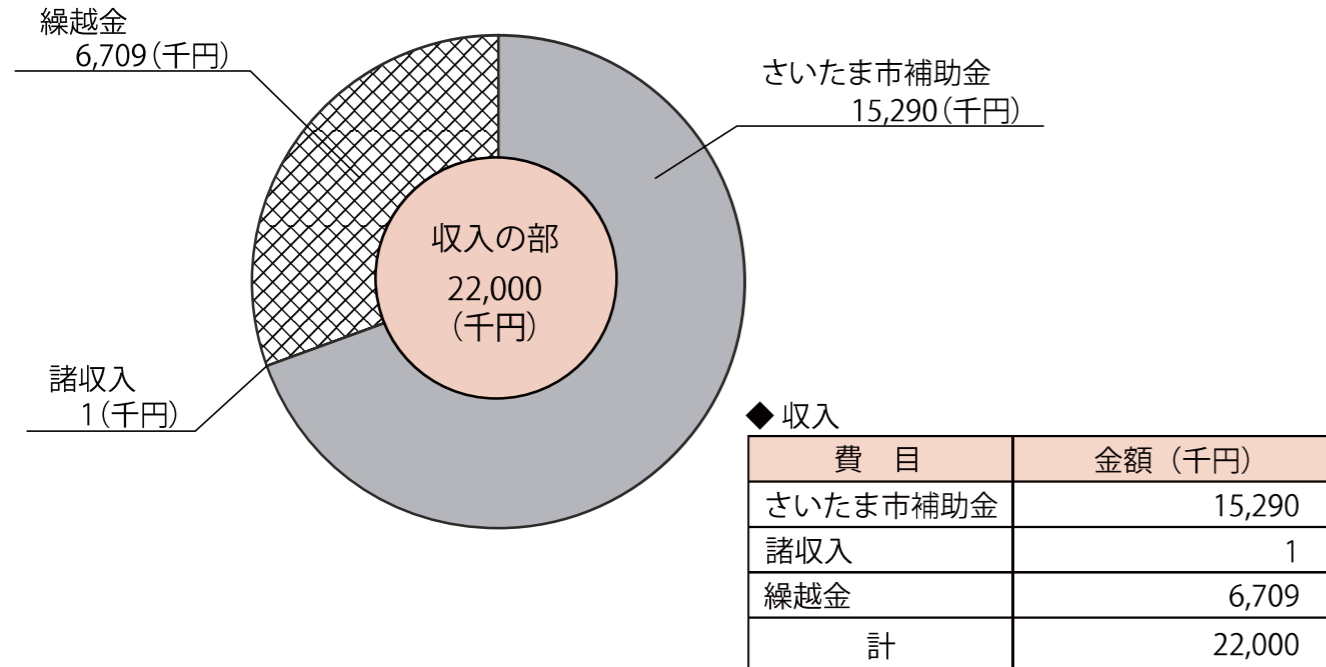
- ・ 補助事業の執行に伴い、各事業費の実績を調書及び図面等にて報告するための管理調書を作成するものです。

② 解散認可申請書作成業務委託

- ・ 定款4条及び事業計画で定めたすべての事業が完了したことにより、土地区画整理事法第45条第2項に規定する組合解散認可申請書等の作成を行うものです。

令和6年度収入支出予算

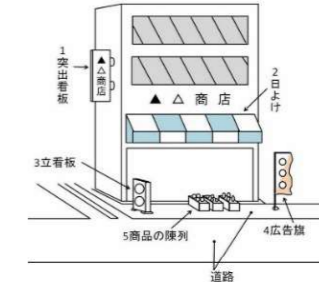
令和6年2月8日開催の第2回総代会において、令和6年度収入支出予算を以下のとおり定め、決議されました。



道路の使用についてのお願い

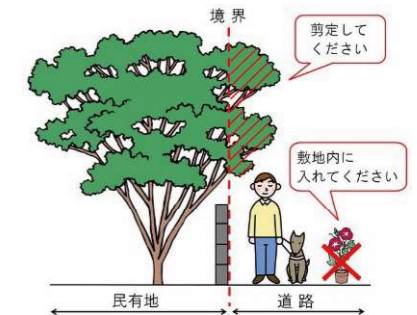
1 道路上に物を置かないでください。

道路上に物（コンクリート板、道路段差解消ステップ、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など）を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつかずいて転倒する事故にもつながります。そのため、道路上に物を置いたり、車両等の一部がはみ出している場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



2 庭木の枝は敷地内で管理してください。植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。



道路上（歩道・側溝を含む）に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。

3 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。